

これまで提起されている課題の代表例¹

I. 健康・医療

◇議論の切り口

<健康の増進・医療の充実>【1～5】

- ・健康を維持して長生きしたいとの国民のニーズに応えるため、患者の利益に適う最先端の医薬品、医療機器等を国内で一日でも早く使用可能とするとともに、こうした医薬品、医療機器等を国際的に展開していく環境の整備を図る観点

<ICTの利活用の促進>【6～12】

- ・ICTの活用による国民の利便性の向上、健康の維持・増進及び医療事務の効率化を図る観点

<介護サービスの向上>【13】

- ・事業経営の透明性の確保及び競争原理を通じた介護サービスの向上を図る観点

1. 再生医療の推進

現行制度上、再生医療の研究に使用する細胞を円滑に入手できる仕組みがなく、また、細胞加工の医療機関以外への外部委託は極めて困難となっている。

再生医療を推進する観点から、再生医療の研究に使用する細胞を円滑に入手できる仕組みの構築や医工連携による細胞加工の医療機関以外への外部委託を可能とするルール整備等再生医療の推進に向けた環境を整備すべきではないか。

2. 医療機器の承認業務の民間開放の推進

高度管理医療機器は大臣承認の対象とされ、その審査は独立行政法人医薬品・医療機器総合機構（PMDA）が一元的に行っている。

医療機器の審査期間を短縮する観点（いわゆるデバイス・ラグの解消）から、高度管理医療機器についても民間の登録認証機関が審査・認証を行えるようにすべきではないか。

3. 治験前臨床試験の有効活用

現行制度上、治験申請を行った段階で治験が開始されるため、申請時から

¹ 国民一般、経済界等から寄せられた規制改革要望のうち、その代表的なものを整理し、分野別に列挙したもの。

治験データ類の収集を開始する必要がある、審査が長期化する一因となっている旨の指摘がある。

しかしながら、多くの申請者は治験の開始前から効果の検証を行っているため蓄積されたデータ類も多い。

医薬品の審査期間を短縮する観点（いわゆるドラッグ・ラグの解消）から、治験開始前のデータであっても一定の条件の下で治験データとして活用することを認めるべきではないか。

4. 一般健康食品の機能性表示の容認

保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品）を除く、一般の健康食品には、ヒトの構造・機能への影響など医薬的な効能・効果を謳うことは禁止されている。また、保健機能食品に認められている機能性表示の範囲や内容は限定的なものとなっている。

付加価値の高い農産物・加工品の開発を促進する観点から、ヒトによる治験を経て、健康増進に対するエビデンスが認められた素材を含有する健康食品について、その効能・効果に関する表示を認めるべきではないか。

5. 保険外併用療養の更なる範囲拡大

保険診療と保険外診療の併用制度について、先進的な医療技術の恩恵を患者が受けられるようにする観点から、先進的な医療技術全般（薬剤を用いない医療技術、再生医療等）にまでその範囲を拡大すべきではないか。

6. 一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し

一般用医薬品のインターネット等販売は原則として禁止されており、インターネット等で一般用医薬品を販売するためのルールは整備されていない。

例えば、販売履歴の管理、購入量の制限等、一定の安全性を確保しながらインターネット等で一般用医薬品を販売するためのルールを整備すべきではないか。

7. レセプト等医療データの利活用促進

レセプト情報・特定健診等の情報データベースの提供先は、国の行政機関、都道府県、大学等に限定されている。

レセプト等医療データの利活用促進のため、レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関等幅広く第三者も利用できるようにすべきではないか。

8. 遠隔診療の普及

情報通信機器を応用し診療の支援に用いる、いわゆる遠隔診療については、

離島、僻地等直接の対面診療が困難である場合や在宅慢性疾患患者等に限られ、また、初診及び急性期の患者については原則として認められていない。

患者の利便性の向上の観点から、対面診療と比べて低い診療報酬を見直すとともに遠隔診療を医療機関の判断で可能とすべきではないか。

9. 特定健診の保健指導におけるICTを活用した遠隔面談の実現

特定保健指導では、初回は面接による支援を行うこととされているが、ICTを活用した遠隔面談は認められていない。また、面接者は医師、保健師、管理栄養士等に限られており人員の確保も問題となっている旨の指摘がある。

受診者の利便性の向上の観点から、初回の保健指導であってもICTを活用した遠隔面談を認めるべきではないか。

10. 処方箋の電子化

処方箋は、紙媒体を前提に、医師が患者に交付し、患者が薬局に提出し服薬指導等とともに薬を受け取ることとされており、電子的な交付及び提出等は認められていない。

ICTを活用した非対面での服薬指導、処方箋受取の省力化、遠隔地からの薬の注文・処方の実現等、患者の利便性の向上の観点から、処方箋の電子化（電子的手法による処方箋の交付・提出等）を認めるべきではないか。

11. 電子カルテシステムの普及促進

カルテの電子化に伴い民間において電子カルテシステムの構築が行われているところ、電子的診療記録等の保存システムとしての役割を果たすことに加え、医療の質の向上や医療組織の経営効率化の支援を図る観点から、電子カルテシステムの標準規格の普及・接続を促進すべきではないか。

12. 医療機関における各種文書の紙媒体による保管の不要化

生活習慣病療養計画書、輸血同意書等の医療機関における各種文書は紙媒体による文書保管が必要である。ICTを活用した医療事務の効率化の観点から、紙媒体によらずとも文書を保管できるようにすべきではないか。

13. 介護事業の効率化

社会福祉法人は、その事業経営の透明性の確保を目的とし、外部監査を活用することが適当とされているところ、外部監査は積極的には活用されておらず、不適切な会計処理が散見されるとの指摘がある。

社会福祉法人の経営の透明性を向上させるとともに、競争原理によるサービス向上を実現する観点から、経営の一層の効率化を図り得る仕組みにすべきではないか。

Ⅱ. エネルギー・環境

◇議論の切り口

<エネルギーの安定供給>【1～5】

- ・原子力への依存度の低下が求められる中、再生可能エネルギーの発電コストの引き下げや高効率石炭火力発電の活用推進を行う観点
- ・エネルギーの安定供給を前提に電力市場の適正な競争環境を整備する観点

<エネルギーの地産地消>【6～8】

- ・地域における各主体（地方自治体・NPO法人等）の創意工夫による地域内発型の発電事業や再生可能エネルギーの地産地消を行える環境整備を図る観点

<グリーン料金メニューの提供>【9】

- ・国民一人一人が主体的にエネルギーの電源種別を選択できるよう、電気事業者によるCO₂排出係数ゼロの「グリーン料金メニュー」の提供を容易化する観点

<エコカーの普及>【10】

- ・我が国が強みを持つエコカーの世界最速普及を図り、省エネ社会の実現とエコカー分野におけるグローバルスタンダードを獲得する観点

<分散型電源の普及>【11】

- ・電力需給ひっ迫時のピークカット対策や、系統電力を使用できない場合のBCP（事業継続計画）策定・運用に資する自立・分散型電源の普及を拡大する観点

1. 自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の開発可能地域のゾーニング

自然公園の特別地域内においては原則として風力・地熱発電施設を建設することはできない。

自然公園の特別地域内において風力・地熱発電施設の建設を促進する観点から、風力・地熱発電施設を建設できる地域を設定（ゾーニング）し、当該地域の立地規制を大幅に簡素化すべきではないか。

2. 電気主任技術者の選任要件緩和

事業用電気工作物を設置する場合、電気主任技術者の選任が必要であり、当該電気主任技術者は、事業場に常時勤務する者でなければならないとされている。

再生可能エネルギーの普及促進の観点から、遠隔監視や設備機能により無人運転が可能な発電所においては電気主任技術者を常時勤務する必要がないようにすべきではないか。

3. 変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置

メガソーラーが発電した電力は、配電用変電所のバンク（変圧器）より下流でのみ消費され、バンクより上位の配電網に電力を送り出すことができない。この制限のために、当該バンクの下で消費される電力量を超える発電ができず、メガソーラー普及のボトルネックになっているとの指摘がある。

再生可能エネルギーの普及を促進する観点から、変電所のバンク逆潮流制限を緩和すべきではないか。

4. 石炭火力発電所建設時の環境アセスメント手続におけるCO₂排出に関する予見性の向上

環境アセスメント手続の終盤に示されるCO₂排出に関する環境大臣意見の予見性が低いため、石炭火力に相応しい地点が存在し、かつ事業者が開発意欲があっても建設判断が困難な状態にある。

石炭火力発電所建設時の環境アセスメント手続におけるCO₂排出に関する要件を明確化し予見性を向上させるべきではないか。

5. 電気事業制度改革（小売全面自由化、送配電部門の中立化等）

一般電気事業者は、家庭等の小口小売部門について地域独占が法定されており、その電気料金は、総括原価を基に算定される料金と燃料費調整額を合算して算定されている（いわゆる総括原価方式）。

電力需給の安定に万全を期すことを前提としつつ、広域系統運用の拡大、小売全面自由化、送配電部門の一層の中立化等の抜本的見直しにより、電力市場の適正な競争環境へのソフトランディングを図るべきではないか。

6. 農地に太陽光パネルを設置する場合の手続の簡素化

農地法の規制で、農地・耕作放棄地における太陽光発電事業については、農地転用手続に1年以上要することがあることや手続の煩雑さ等から、農地・耕作放棄地への太陽光発電事業の導入はあまり進んでいない。

農地転用を行わず、農地・耕作放棄地で太陽光発電事業を行う方法として、農地・耕作放棄地の上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農作物を育てながら、太陽光発電事業も同時に実施することができるような基準作りを行うべきではないか。

7. 慣行水利権に従属する小水力発電の普及促進

主に農業用水への利用において歴史的に認められている「慣行水利権」に従属して小水力発電設備を設置する場合において、「慣行水利権」を維持したまま新規の発電水利権の許可を得るための要件が不明確かつ申請書類が煩雑

であることから、小水力発電設備の設置の障害となっている旨の指摘がある。
「慣行水利権」を維持したままでの新規の発電水利権の許可を得るための要件を明確化し、申請書類を簡素化すべきではないか。

8. バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し

バイナリー発電は、蒸気や熱水を熱源として、低沸点の媒体を加熱・蒸発させて、その蒸気によりタービンを回し発電するものであるが、一定の条件を満たす小型のバイナリー発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の選任、定期検査等が不要とされている。

再生可能エネルギーの普及を促進する観点から、当該条件を緩和すべきではないか。

9. グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO₂排出係数の算出方法の見直し

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に基づき、一定量以上の電気の利用者は、電気の小売を行う電気事業者ごとに定められているCO₂排出係数（各電気事業者による調達電源の全電源平均排出係数）を用いて、自らの電気の使用に関わるCO₂排出量を算定し、国に報告することが義務付けられているが、電気の小売事業者には1つの排出係数のみが認められているため、柔軟な料金メニュー（CO₂排出係数の異なる料金メニュー）を需要家に提示できない。

需要家によるメニューの選択を通じたCO₂の排出の抑制を図る観点から、電気事業者による複数のCO₂排出係数メニューの提供を可能とすべきではないか。

10. 次世代自動車等の普及を加速するためのインフラ整備（急速充電器、ガソリンスタンド、水素スタンド、天然ガススタンド等の設置に係る保安規制等の見直し）

急速充電器、ガソリンスタンド、水素スタンド、天然ガススタンド等の設置には各種の保安規制が課されている。

次世代自動車等の普及を促進する観点から、急速充電器の設置規制や、ガソリン、水素、天然ガス等の各燃料種別に規定されているインフラに係る保安規制を総合的に見直すべきではないか。

11. 地域の自立型電源設置スペースとしての公共空間利用

道路や都市公園に工作物等を設置して道路や都市公園を占有しようとするときは道路管理者や公園管理者の許可を要するところ、許可は「やむを得な

い場合」に限定されている。

地域冷暖房等の熱供給、コージェネレーション等を活用した地域の自立型電源の普及促進の観点から、これらの公共性の高い施設等に対しては、道路や都市公園における占用規制を緩和すべきではないか。

Ⅲ. 雇用

◇議論の切り口

<働きやすい労働環境の整備>【1～5】

- ・置かれた環境に応じて最大限にその能力が発揮できるような労働環境を整備することにより、女性、高齢者、若者等を含めた多様な人材の社会参加を促進する観点
- ・勤務地や職務が限定された労働者の雇用に係るルールを整備することにより、多様で柔軟な働き方の充実を図る観点

<労働条件の合理化>【6】

- ・労働条件を変更するための要件の合理化・明確化を通じて使用者及び労働者双方のニーズに合致した労働条件への変更を可能とする観点

<労働者派遣制度の合理化>【7～9】

- ・労働者派遣制度の運用の明確化、派遣対象業種の見直し等を行うことにより、女性、高齢者、若者等を含めた多様な人材に対して雇用機会の提供を図る観点

<職業紹介制度の合理化>【10・11】

- ・職業紹介制度を求職者・求人者の双方にとって使いやすいものとするにより、求職者と求人者のミスマッチを解消する観点

<保育施設の充実等>【12】

- ・待機児童を解消する方策として保育施設の充実等を行い、女性の就業を支援する観点

<労使双方が納得する解雇規制の在り方>【13】

- ・解雇に係る規制を明確化するとともに、解雇が無効であった場合における救済の多様化により、使用者及び労働者の双方が納得するルールの下で仕事ができるよう労働環境の整備を行う観点

1. 企画業務型裁量労働制にかかる対象業務・対象労働者の拡大

労働時間の規制を受けない企画業務型裁量労働制の対象業務は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」に限定されており、また、対象労働者は、「対象業務に常態として従事していることが原則であること」とされている。

多様で柔軟な働き方の実現の観点から、労使の合意により、企業実務に適する形で対象業務や対象労働者の範囲を決定できるとすべきではないか。

2. 企画業務型裁量労働制にかかる手続の簡素化

企画業務型裁量労働制を導入する際には、労使委員会を事業場ごとに設置し、事業場ごとに労使委員会での決議及び届出が必要であり、使用者は労基署に定

期的に報告する義務がある。

企業の負担の軽減の観点から、企業単位での一括届出を認めるとともに、労基署への定期報告を廃止すべきではないか。

3. 事務系や研究開発系等の労働者の働き方に適した労働時間制度の創設

現行の労働時間法制は、原則として管理監督者等を除き、労働者は労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を受ける。しかし、事務系や研究開発系等の労働者の中には、専門知識や技術等に基づき、創造性の高い業務を行っている者が存在し、これらの者については労働時間の長短と評価の対象となる目標達成度・成果は直接的に結び付かない旨指摘されている。

事務系や研究開発系等の労働者のうち、一定の者については労働時間法制の適用の在り方を見直すべきではないか。

4. フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制の利便性を高め、その導入促進を図るため、週休2日でフレックスタイム制を運用する場合における1か月の法定労働時間の枠の計算方法や清算期間（その期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において労働させる期間）の見直しを行うべきではないか。

5. 多様な形態による労働者に係る雇用ルールを整備

正規・非正規の二分論を超えた多様で柔軟な働き方を促進する観点から、勤務地や職種が限定されている労働者についての雇用ルールを整備すべきではないか。

6. 労働条件の変更規制の合理化

使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合、変更後の就業規則を労働者に周知し、かつ就業規則の変更が合理的であれば、変更後の就業規則が適用される場所、どのような変更であれば合理的であるのか等が明確ではない。

労働条件の変更については、例えば、どのような就業規則の変更であれば合理性が認められるのか例示したり、労使の合意があれば、変更後の就業規則の合理性を推定すべきではないか。

7. 専門26業務における「付随的業務」の範囲等の見直し

専門26業務（通訳、秘書、ソフトウェア開発等）については、派遣期間の制限は存在しないが、それ以外の業務（いわゆる「自由化業務」）については、派遣期間が原則1年、最長3年に制限されている（派遣期間を超過した場合、直接雇用申込み義務あり）。

ただし、専門 26 業務に付随的に費やす時間が、1 日当たり又は 1 週間当たりの就業時間の 1 割を超えない場合、専門 26 業務と同様に派遣可能期間の制限を受けない（いわゆる「付随的業務」）。

多様で柔軟な働き方の実現の観点から、付随的業務の就業時間は 1 日（1 週間）当たりの就業時間の 1 割以下という要件を緩和するとともに、「専門 26 業務」、「付随的業務」及び「自由化業務」の区別を明確化すべきではないか。また、派遣期間の 1 年（3 年）の制限を 5 年程度に延長すべきではないか。

8. 派遣元における無期雇用労働者に関する規制の緩和

派遣元における無期雇用労働者であっても、派遣期間は原則 1 年、最長 3 年に制限されている。

多様で柔軟な働き方の実現の観点から、派遣元で無期雇用であれば雇用の安定は確保されている点に鑑み、派遣元における無期雇用労働者であれば派遣期間の制限は課されないこととすべきではないか。

9. 医療関連業務における労働者派遣の拡大

医療関連業務（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師・準看護師等の業務）は、①紹介予定派遣、②産前産後休業・育児休業・介護休業の代替派遣、③社会福祉施設等で行われるものに限って労働者派遣が認められている。

ただし、医師の業務については、これらに加え、④就業場所が僻地にあり、又は、都道府県が医療対策協議会の協議を経て必要と認められた病院・診療所であって、厚生労働大臣が定める場所において行われるものに限って認められている。

医療分野における多様で柔軟な働き方の実現の観点から、都道府県の医療対策協議会を通じた医師以外の医療関連業務に従事する労働者の派遣を認めるべきではないか。

10. 有料職業紹介事業の見直し

有料職業紹介事業においては、原則として求職者から手数料等を徴収することはできないところ、例外として「芸能家」、「モデル」、「年収 700 万円超の経営管理者」等については、求職者から手数料を徴収できる。

求人者と求職者のマッチングを促進する観点から、年収要件（700 万円超）を引き下げたり、「経営管理者」の限定を柔軟化することとすべきではないか。

11. 高卒新卒者採用の仕組みの見直し

高卒新卒者の募集については、学校訪問は原則禁止されており、文書募集（新聞・出版物等による募集）については、ハローワーク等を経由してのみ

応募受付が可能である。また、労働局によっては求人者が直接新卒者に働きかけて応募を勧誘することも禁止されている。

高卒新卒者と求人者のマッチングを促進する観点から、ハローワーク等を経由して高卒新卒者を募集する仕組みを見直すべきではないか。

12. 保育施設の充実等

待機児童を解消する方策としての事業所内保育施設の充実等や育児と仕事の両立のための在宅勤務の促進（いわゆるテレワークの活用等）を図るなど、主に女性の就業を支援するための環境を整備すべきではないか。

13. 労使双方が納得する解雇規制の在り方

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇権を濫用したものとして無効とされる。

使用者及び労働者の双方が納得するルールの構築の観点から、解雇に係る規制を明確化するとともに、解雇が無効であった場合の救済を多様化すべきではないか。

IV. 創業・産業の新陳代謝等

◇議論の切り口

<創業支援等>【1～9】

- ・新興成長企業の上場・維持のコストを低減させるとともに、投資ビークルを通じた新興成長企業への成長マネーの供給を促進する観点
- ・いわゆるビッグデータの活用やクラウドの活用を通じて新規ビジネス創出のための環境の整備を図るとともに、IP電話サービス等に関連する新規ビジネスの創出等を図る観点
- ・総合的な取引所を創設し、産業インフラとしての取引所の国際競争力の維持・強化を図る観点

<成長マネーの供給促進>【10・11】

- ・加入対象範囲の拡大や任意脱退の許容等を行うことにより、企業年金制度を合理的で魅力あるものとし、企業年金の資金の厚みを増すことを通じて資金を必要とする企業に対する成長マネーの供給を促進する観点

<震災に強いインフラの整備>【12～16】

- ・既存不適格建築物を含めた老朽化した建物の立替えや増改築を促進し、震災に強いインフラの整備を図る観点

<輸出・輸送の迅速化>【17～19】

- ・貨物の所在場所に関わらず輸出通関手続を可能とし、輸出通関の効率化・迅速化を行うとともに、海上輸送の迅速化・活性化を行う観点

<事業再編の促進>【20・21】

- ・グループ企業の再編を促し、産業競争力を強化する観点

<農業の競争力強化>【22】

- ・農業生産法人の構成員要件等、農業委員会等の在り方を見直すことにより、産業としての農業の競争力を強化する観点

<復興特区に係る取組の汎用化>

- ・復興推進計画による規制・手続に関する特例で有益なものは、可能な限り汎用化を目指す観点

1. 企業内容等の開示の合理化

日本の株式市場における新規株式公開（IPO）社数は2000年の204社をピークに減少傾向にあり、2009年には19社にまで落ち込み、2011年においては37社、2012年でも46社にすぎない。

IPOのコストを低減させる観点から、内部統制監査報告書の提出義務を一定期間軽減することや有価証券届出書において提供が求められる監査済み財務諸表を直近2年間分に限定すること等、企業内容等の開示の合理化を図るべきではないか。

また、有価証券報告書等に重要な事項について虚偽の記載等があった場合、その提出者は募集・売出しによらずに有価証券を取得した者に対して無過失責任を負うという制度を見直すべきではないか。

2. 投資法人に係る他法人の株式取得割合制限の撤廃

投資信託法上、投資法人は、他法人の株式についてその発行済株式の 50% を超えて取得ができないため、JリートによるSPV等の投資ビークルを通じたいわゆる間接投資の障害となっている旨の指摘がある。

Jリート市場を活性化させる観点から、同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合に係る制限を緩和すべきではないか。

3. ビッグデータビジネスの普及（個人情報利用制限の見直し）

個人情報保護法においては、原則として、個人情報の取扱いには、その利用目的を特定するとともに、目的外利用の際には、あらかじめ本人の同意を得ることが義務付けられている。

いわゆるビッグデータビジネス（様々な分野のデータの蓄積、組合せによって新たな価値を創出するもの）の普及を促進する観点から、「個人情報」の定義を明確化するとともに、収集した個人情報について、個人を特定できない状態にした場合には、個人情報保護法の適用対象とはせず、第三者への提供や目的外利用を可能とすべきではないか。

4. クラウド上での私的利用目的を逸脱しない著作物の複製・利用の容認

著作権法上、複製物を保管・利用するためのファイルスペースをクラウド上で提供するサービス（いわゆるコンテンツ・ロッカー・サービス）は、サービス提供者や利用者が著作権を侵害する可能性があるため、当該サービスの普及が進んでいない旨の指摘がある。

クラウドの利活用を促進することによる新規ビジネスの創出の観点から、クラウドの利用は著作権侵害に当たらない旨を明確化すべきではないか。

5. 医療情報の外部保存に係る国内法要件の撤廃

医療情報の外部保存に係る医療情報システムのガイドラインでは、「国内法の適用が及ぶ範囲」に医療情報の保存を行うことが求められているところ、クラウドを活用した場合、サーバーが外国に所在することもあることから、クラウドのメリットが生かせない旨の指摘がある。

クラウドを使用した外部保存の場合には、「国内法の適用が及ぶ範囲」との限定は撤廃すべきではないか。

6. 教科書の電子化に対応した各種制度の見直し

現行の「教科書検定制度」、「教科書無償給与制度」等は紙媒体を前提とした制度であり、電子教科書の提供は想定されていない。教科書の電子化に対応するように、教科書検定制度等各種制度を見直すべきではないか。

7. 固定電話における 0AB-J 番号品質基準の見直し

0AB-J 番号（9桁の固定端末系の電気通信番号）を使用したIP電話の品質基準は従来の公衆交換電話網（PSTN）と同等の基準となっているが、当該基準は特定の設備や技術を前提としているため、イノベーションや競争の阻害要因となっている旨の指摘がある。

IP電話サービス分野におけるイノベーションや競争を通じた新ビジネスの創出の観点から、0AB-J 番号を使用したIP電話の品質基準の明確化や緩和を行うべきではないか。

8. スキャナ読取保存の普及

国税関係書類（借用書、請求書、納品書等）のスキャナ読取保存（紙ベースの資料をPDFファイル化して電子的に保存すること）の承認要件が厳しいため、国税関係書類のスキャナ読取保存が進んでいない旨の指摘がある。

スキャナ読取保存を通じたコスト削減の観点から、スキャナ読取保存の承認要件を緩和すべきではないか（スキャナ読取保存を「業務サイクル後速やかに入力する方式」で行う場合の「電子帳簿保存の承認を得ていること」の要件を見直すべきではないか）。

9. 総合的な取引所の創設

諸外国では金融商品取引所と商品取引所の一体化が進んでいるところ、我が国には、証券・金融・商品を総合的に取引できる取引所は存在しない。

アジア No.1 市場を構築し、産業インフラとして機能する取引所の国際競争力を維持・強化する観点から、証券・金融・商品を一体的に取り扱う取引所（「日本総合取引所」）を早期に創設すべきではないか。

10. 個人型確定拠出年金の加入対象範囲の拡大

個人型確定拠出年金の加入対象者の範囲は、①国民年金の第一号被保険者、②国民年金の第二号被保険者のうち企業年金等対象者（企業型確定拠出年金、厚生年金基金及び確定給付企業年金等の加入者）でない者に限定されている。

個人型確定拠出年金の公的年金補完機能の充実等の観点から、加入対象者の範囲について、すべての国民年金の第二号及び第三号被保険者並びに公務員にまで拡大すべきではないか。

11. 個人型確定拠出年金の脱退要件の緩和

個人型確定拠出年金の加入者及び運用指図者は、脱退が原則として認められず、一定の年齢到達等の受給要件を満たさない限り資金を受け取ることができない。

個人型確定拠出年金の利用を促進する等の観点から、資産額や加入期間に関わらず、これまでの税の優遇による利益を返還させることを前提として任意で脱退できるようにすべきではないか。

12. 区分所有法における決議要件の緩和

区分所有建物の建替えを行う場合、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の集会の決議が必要であり、団地内の区分所有建物を一括建替えする場合には、団地内の区分所有者及び議決権の各5分の4以上の団地集会における決議に加え、団地内の各区分所有建物ごとに区分所有者及び議決権の各3分の2以上の賛成が必要とされる。

老朽化したマンション等の建替えを促進するため、これらの要件を緩和すべきではないか。

13. 借地借家法における正当事由制度の見直し

借地借家法上、建物賃貸借契約において、賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行うためには「正当事由」が必要であるところ、どのような場合に「正当事由」が認められるのか、その評価根拠事実が明確ではない。

老朽化した建物の建替えを促進するため、「建物の老朽化」、「耐震性の不足」、「区分所有法に定める建替え決議」等を「正当事由」の評価根拠事実として明示すべきではないか。

14. 事業用定期借地権の期間設定の柔軟化

事業用定期借地権は、貸借期間が10年以上30年未満の場合に設定することが可能であるところ、遊休地等の活用のために貸主と借主の双方が合意した場合には、10年未満の期間であっても事業用定期借地権の設定を認めるべきではないか。

15. 容積率の緩和

既存不適格マンションは総合設計制度等の容積緩和手法を適用できない場合、従前の床の確保が困難であるため、転出者の存在等により建替え後の床を減じることがない限り建替えが困難である旨の指摘がある。

既存不適格マンションの建替えを促進する観点から、容積率の割増し等を認めるべきではないか。

16. 用途規制上の既存不適格建築物の増改築に対する取扱いの合理化

用途規制上の既存不適格建築物の増改築が認められる場合は、「基準時における不適合用途部分床面積の1.2倍以下」とされているが、用途規制の開始から40年以上が経過しているケースが多いため、基準時の用途面積の確認のための資料が揃わず増改築に支障が生じている場合が指摘されている。

既存不適格建築物の増改築を促進するため、確認の困難な基準時面積を判断基準とせず、例えば現行の環境基準を満たすことを増改築の可否の判断基準とすべきではないか。

17. 輸出通関申告官署の自由化

輸出入申告は、効率的な輸出入手続及び迅速な通関を実現するために、貨物の保税地域等の所在地を管轄する税関官署等に申告することが義務付けられている。

少なくとも、特定輸出者（セキュリティ管理を含め関税法に係る社内コンプライアンス管理を認定された輸出者）の輸出申告については、その貨物の審査・検査の実態に鑑み、申告先の税関官署を自由化すべきではないか。

また、特定輸出者については、その貨物の審査・検査の実態に鑑み、米国と同様に輸出申告を届出制とすべきではないか。

18. 瀬戸内海航路における航路内通行規定の緩和

海上交通安全法により、巨大船（全長200メートル以上の船）は特定の海域において航路内を通行することが義務付けられているが、瀬戸内海では伝統漁法である「こませ網漁」により航路が閉塞し、船舶の航行が妨げられる事態がしばしば発生している旨の指摘がある。また、一定の航路においては夜間航行が禁じられている。

瀬戸内海での海上輸送の迅速化のため、漁労船を回避するためにやむを得ない場合は航路外の航行を認めるべきではないか。また、夜間航行制限を一定の場合には緩和すべきではないか。

19. 狭水道における各種規制の見直し

海上交通安全法により、浦賀水道航路、来島海峡航路等の11の航路の全区間又は一部区間において、「速力の制限」、「追い越しの禁止」、「航路外での待機」といった規制が課され、船舶による輸送の効率性、航行の安全性を阻害している旨の指摘がある。

管制技術・航行技術の向上、航路内の交通量の変化等の環境の変化を踏まえて、現行規制の見直しを行うべきではないか。

20. 独占禁止法9条、11条（一般集中規制）の緩和

独禁法のいわゆる一般集中規制は、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、総資産額や議決権保有比率によって一律・外形的に規制を課している。

企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を促進するため、一般集中規制を緩和すべきではないか。

21. グループ会社内での事業再編手続の簡素化（届出制への緩和等）

現行の保険業法では、保険会社間で合併、分割、事業譲渡等の組織再編を行う場合には認可を受ける必要がある。

グループ会社間での機動的な組織再編を促進するため、保険持株会社の傘下にある保険会社間等グループ会社間の合併、分割、事業譲渡を行う場合には、届出制に緩和すべきではないか。

22. 産業としての農業の競争力強化

農業生産法人の構成員要件等、農業委員会、農業協同組合、中小企業信用保険制度の対象業種の範囲、農地の信託事業の主体等については、産業としての農業の競争力強化の観点から、その在り方の見直しを図るべきではないか。